

**瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る
連携協約**

平成28年2月16日

高松市・三木町

瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

高松市（以下「甲」という。）及び三木町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏である瀬戸・高松広域連携中枢都市圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、連携中枢都市としての宣言を行った甲とその宣言に賛同した乙が、人口減少、少子・超高齢社会においても、経済を活性化し、圏域全体の魅力を高めるとともに、住民が安心して快適に暮らすことのできる圏域を形成することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する事務において、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携を図る事務並びに取組内容及び役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に役割を分担して連携を図る事務について、その取組内容及び役割分担は、次に掲げるとおりとする。

（1） 圏域全体の経済成長のけん引

ア 産学金官民一体となった懇談会の設置・運営等、国の成長戦略実施のための体制整備

（ア） 取組内容

産学金官民一体となった懇談会の設置・運営等を行う。

（イ） 役割分担

a 甲の役割

産学金官民一体となった懇談会の設置・運営等を行い、中心となって圏域の経済成長をけん引する取組を行う。

b　乙の役割

懇談会の設置・運営等に関し、甲に協力する。

イ 戰略的な観光施策

(ア) 取組内容

観光資源を活用したプロモーションや大規模イベントの開催等を通じて、圏域内への観光客等、交流人口の増加に取り組む。

(イ) 役割分担

a　甲の役割

観光資源を活用したプロモーションや大規模イベントの開催等を通じて、圏域内への観光客等、交流人口の増加に向けた取組を中心となって行う。

b　乙の役割

圏域内への観光客等、交流人口の増加に向けた取組に協力する。

(2) 高次の都市機能の集積・強化

ア 高度な医療サービスの提供

(ア) 取組内容

医療体制の整備や充実等、安定的な診療体制の確立に取り組む。

(イ) 役割分担

a　甲の役割

医療体制の整備や充実等、安定的な診療体制の確立に向けた取組を中心となって行う。

b　乙の役割

安定的な診療体制の確立に向けた取組に、必要な協力を行う。

イ 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築

(ア) 取組内容

圏域内外から多様な人々が集まることができる、広域的公共交通の利便性向上に取り組む。

(イ) 役割分担

a　甲の役割

広域的公共交通の利便性向上に向けた取組を進める。

b 乙の役割

広域的公共交通の利便性向上に協力し、町民における公共交通の利用促進を図る。

ウ 高等教育・研究開発の環境整備

(ア) 取組内容

产学研官の連携、特に高等教育機関と連携し、圏域の将来を担うリーダーの育成や研究成果の民間での活用促進等を図る。

(イ) 役割分担

a 甲の役割

圏域の将来を担うリーダーの育成に向けて、高等教育機関やそこで学ぶ人材への支援等を行う。

b 乙の役割

地域における課題を調査・分析し、高等教育機関と連携して解決すべき地域課題を明確にする。

エ その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策

(ア) 取組内容

高次都市機能にふさわしい公共空間の整備を行う。

(イ) 役割分担

a 甲の役割

高次都市機能にふさわしい公共空間を整備し、幅広い世代の利用促進を図る。

b 乙の役割

施設の整備、利用促進等に協力する。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化に係る政策分野

(ア) 地域医療

a 取組内容

病院、診療所等の適切な役割分担の下、島しょ部を含む圏域の地理的特性を踏まえ、必要な地域医療を確保する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

高松市立病院を中心に、近隣市町を含めた適切な地域医療連携を進める。

(b) 乙の役割

地域医療連携に協力して取り組む。

(イ) 介護

a 取組内容

介護制度の運用に当たって必要な手続きを連携して進めるほか、必要な介護サービスを確保する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

介護に関して連携して取り組む事業について、率先して調整に当たる。

(b) 乙の役割

介護に関して連携して取り組む事業について、積極的に協議に参加する等、必要な協力をを行う。

(ウ) 福祉

a 障がい者福祉

(a) 取組内容

障がい者福祉に関する事業を連携して取り組むことにより、圏域において、障がいがある人もない人も互いに共生できる地域社会の実現を図る。

(b) 役割分担

・ 甲の役割

圏域における協議会や審査会等を主催し、市内の施設等、地域資源をいかした障がい者福祉施策を展開する。

・ 乙の役割

会議の場において必要な情報を提供するとともに、事業の運営維持に協力する。

b 子育て支援

(a) 取組内容

子育て世帯の支援に係る地域資源を相互補完することにより、
圏域内で手厚い子育て支援の実現を図る。

(b) 役割分担

- ・ 甲の役割

サービスの相互補完に当たり、中心的に調整を行う。

- ・ 乙の役割

サービスの相互補完に協力する。

(エ) 教育・スポーツ

a 教育

(a) 取組内容

教育に関する情報共有や研修会、施設の共同利用や人材育成
を行う。

(b) 役割分担

- ・ 甲の役割

圏域内の情報の集約と共有、研修会を主催するとともに、施
設・設備の共同利用に向けた体制の整備を行う。

- ・ 乙の役割

情報の集約や施設利用についての広報等、必要な協力を行う。

b スポーツ

(a) 取組内容

施設の共同利用や大会の共同開催、地域密着型トップスポーツ
チームの観戦機会の提供等、スポーツに関する様々な地域資
源の共同利用を進める。

(b) 役割分担

- ・ 甲の役割

施設の利用方法や大会・イベント等の実施方法の検討等を行
う。

- ・ 乙の役割

参加者の募集・受付のほか、必要な協力を行う。

(才) 地域振興

a 取組内容

農業の再生や生涯学習・男女共同参画に関する取組等、地域振興に係る取組を行う。

b 役割分担

(a) 甲の役割

圏域内の情報の集約と発信等を行う。

(b) 乙の役割

関連情報の提供や住民への周知等、必要な協力を行う。

(カ) 災害対策

a 取組内容

大規模災害発生時における相互応援の充実強化を図るとともに、消防等に関する連携を強化する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大規模災害等発生時に相互に応援を行うとともに、消防事務を受託し、処理する。

(b) 乙の役割

大規模災害等発生時に相互に応援を行うとともに、甲に消防事務を委託する。

(キ) 環境

a 取組内容

し尿処理等に関する業務、環境学習や普及啓発等に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

し尿及び浄化槽汚泥の処理業務を受託し処理するほか、環境学習や普及啓発に係る事業の企画等を行う。

(b) 乙の役割

し尿及び浄化槽汚泥の処理業務を甲に委託するほか、環境学習や普及啓発に係る事業の広報等について協力する。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(ア) 地域公共交通

a 取組内容

地域公共交通の利便性向上につながる取組を圏域内で行う。

b 役割分担

(a) 甲の役割

地域公共交通の利便性向上につながる取組の実施に向け、事業者との調整、制度導入支援等を行う。

(b) 乙の役割

地域公共交通の利便性向上につながる取組の実施に向け、事業者及び甲の活動を支援する。

(イ) 道路等の交通インフラの整備・維持

a 取組内容

橋りょうや道路の修繕・改良を圏域内の視点で計画的・効率的に実施する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

長寿命化修繕計画について、情報を集約・共有し、行政区域界の事業については連携して実施する。

(b) 乙の役割

長寿命化修繕計画について、必要な情報を提供し、行政区域界の事業については連携して実施する。

(ウ) 地域内外の住民との交流・移住促進

a 取組内容

圏域内外の人々が圏域の多様な魅力に触れ、住民と交流を深めることができる取組を実施するほか、圏域内への移住を促進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

取組内容の検討を進めるとともに、実施する事業の周知・啓発等を行う。

(b) 乙の役割

事業の実施、周知・啓発等を甲と協力して行う。

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(ア) 取組内容

人材の育成や施設の共同利用等、圏域マネジメント能力の強化や
圏域が持つ資産の有効な活用につながる取組を実施する。

(イ) 役割分担

a 甲の役割

研修等の企画・運営を行う。

b 乙の役割

研修等の周知や参加の促進等、必要な協力をを行う。

(費用分担)

第4条 前条に規定する事務を処理するために要する費用の分担については、
甲及び乙が協議して別に定める。

(協議)

第5条 甲及び乙は、圏域の連絡調整を図るため、毎年度協議を行うものとする。

(失効)

第6条 甲又は乙が、この連携協約の失効を求める場合は、あらかじめ地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経てその旨を相手方に通告できるものとする。

- 2 前項の通告は、書面によって行わなければならない。
- 3 前項の書面には、議会の議決書の写しを添付しなければならない。
- 4 この連携協約は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失うものとする。

(疑義の解決)

第7条 この連携協約に定めのない事項及びこの連携協約に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

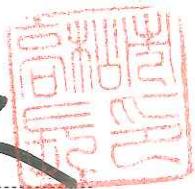
この連携協約の締結を証するため、本連携協約 2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各 1通を保有する。

平成 28 年 2 月 16 日

甲 高松市

高松市長

大西秀人



乙 三木町

三木町長

筒井敏行

